

国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学組織運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考												
<p>国立大学法人東京農工大学組織運営規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 規則第1号</p> <p>第1条～第5条 省略</p> <p>(学内施設)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、本学に必要な組織及び施設を置くことができる。</p> <p>3 前項の規定により置かれる組織及び施設は、別表に掲げるものとする。</p> <p>第7条～第27条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表(第6条第2項及び第3項関係)</p> <table border="1" data-bbox="259 1002 777 1228"> <thead> <tr> <th>組織及び施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性キャリア支援・開発センター</td> </tr> <tr> <td>女性未来育成機構</td> </tr> <tr> <td>キャリアパス支援センター</td> </tr> <tr> <td>学生活動支援センター</td> </tr> <tr> <td>アグロイノベーション高度人材養成センター</td> </tr> </tbody> </table>	組織及び施設の名称	女性キャリア支援・開発センター	女性未来育成機構	キャリアパス支援センター	学生活動支援センター	アグロイノベーション高度人材養成センター	<p>第1条～第5条 省略(現行どおり)</p> <p>(学内施設)</p> <p>第6条 省略(現行どおり)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、本学に必要な組織及び施設を置くことができる。</p> <p>3 前項の規定により置かれる組織及び施設は、別表に掲げるものとする。</p> <p>第7条～第27条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p> <p>別表(第6条第2項及び第3項関係)</p> <table border="1" data-bbox="1099 1002 1617 1228"> <thead> <tr> <th>組織及び施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削る)</td> </tr> <tr> <td>女性未来育成機構</td> </tr> <tr> <td>キャリアパス支援センター</td> </tr> <tr> <td>学生活動支援センター</td> </tr> <tr> <td>アグロイノベーション高度人材養成センター</td> </tr> </tbody> </table>	組織及び施設の名称	(削る)	女性未来育成機構	キャリアパス支援センター	学生活動支援センター	アグロイノベーション高度人材養成センター	
組織及び施設の名称														
女性キャリア支援・開発センター														
女性未来育成機構														
キャリアパス支援センター														
学生活動支援センター														
アグロイノベーション高度人材養成センター														
組織及び施設の名称														
(削る)														
女性未来育成機構														
キャリアパス支援センター														
学生活動支援センター														
アグロイノベーション高度人材養成センター														

附 則(21 経教 規則第5号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。